

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	協定の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	集落地域整備法施行令第 11 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	集落地域整備法施行令第 8 条第 4 項、第 9 条第 1 項、第 11 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次に掲げる場合には、法第 8 条第 1 項に基づく農用地の保全及び利用に関する協定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 協定の内容が次の①～④の要件に該当しないものと認められるに至った場合</p> <p>① 法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合すること。</p> <p>② 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>③ 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>④ 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>(2) 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日